

就労継続支援B型 かつら共同作業所

重 要 事 項 説 明 書

NPO法人 エンジョイライフ

就労継続支援B型 かつら共同作業所

重要事項説明書

この重要事項説明書は、就労継続支援B型かつら共同作業所が提供する就労継続支援B型について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	NPO法人 エンジョイライフ
所 在 地	二海郡八雲町栄町20番地5
電 話 番 号	0137-62-3300
代表者氏名	理事長 千葉 真知子
設 立 年 月	平成27年7月13日

2 ご利用施設

事業の種類	就労継続支援B型 平成27年8月26日北海道指定
事業所の名称 (事業所番号)	就労継続支援B型 かつら共同作業所 (0111501169)
事業所の所在地	二海郡八雲町熱田43番地1
連 絡 先	電話番号 0137-62-3300 FAX 0137-66-5003
管 理 者	長谷川 浩子
サービス管理責任者	林 貴之
通常の事業の実施地域	二海郡八雲町(熊石地区を除く)
営業日及び 営業時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時00分まで (但し、1月1日から1月2日までを除く)
主たる対象者	障がい者(特定なし)
定 員	20名
開設年月日	平成27年9月1日

3 事業の目的・運営方針

目 的	適切な環境と管理のもとに、利用される方お一人お一人の能力と特性に応じた支援を行い、福祉的就労の場、日中活動の場として地域社会で生活できるようにすることを目的とします。
運営方針	利用される方お一人お一人を尊重する精神を貫き、利用される方が心身ともに健やかに生活され、又その能力と特性に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。そのために支援の多様化を図り、より支援内容を深めていきます。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	軽量鉄骨平屋建
	敷地面積	6161.12 m ²
	延べ床面積	63.79 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練・作業室	2室	作業室 A 23.13 m ² 作業室 B 12.19 m ²
相談室	1室	4.95 m ² (パーテーション使用)
便 所	1室	5.78 m ²
多目的室	1室	23.13 m ²

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5 サービスを提供する職員の配置状況

(1) 職員の員数

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1			1		0.5	
サービス管理責任者	1			1		1	
目標工賃達成指導員	1	1				1	
職業指導員	3					1.8	
生活支援員	2	1		1		1.1	
事務員							

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

例えば、週 20 時間勤務する職員を常勤換算した場合は 0.5 となります。

(2) 各職種の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	勤務時間帯（9：00～17：00）
サービス管理責任者	勤務時間帯（9：00～17：00）
目標工賃達成指導員	勤務時間帯（9：00～17：00）
職業指導員	勤務時間帯（9：00～17：00）
生活支援員	勤務時間帯（9：00～17：00）
事務員	勤務時間帯（9：00～17：00）

6 サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①資源回収 ②資源の分別 ③玉葱の皮むき ④委託事業・下請け作業等 ⑤その他 〈工賃の支払〉 上記生産活動に係る事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

送迎サービス	自主通勤ができない場合、希望により送迎を行います。
--------	---------------------------

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上で負担していただくことが適当である費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担していただくことが適当である費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用を頂きます。 ①日用品 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 ④その他	実費

<サービスの概要>

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町村から介護給付費等が支給されます。訓練等給付費は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から訓練等給付費の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

(2) 訓練等給付費対象外サービスの料金

上記「6 サービスの内容(2) 介護給付費等対象外サービス」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求があった月の月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

北洋銀行 八雲支店 普通預金0553436

NPO法人 エンジョイライフ

就労継続支援B型 かつら共同作業所 理事長 千葉 真知子

③ 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：北洋銀行

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等並びに都道府県及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

12 （職場におけるハラスメントの防止）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

13 （業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1.4 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

1.5 苦情処理体制

- (1) 事業者は、その提供した就労継続支援B型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を以下の通り設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容を記録します。
- (3) 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力します。
- (5) 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所 受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 林 貴之 ・苦情解決責任者 長谷川 浩子 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 0137-62-3300 ・F A X 0137-66-5003 	
NPO法人エンジョイライフ 第三者委員	山川 輝昭	住 所 八雲町栄町30 電話番号 0137-62-2086
	森 京子	住 所 八雲町住初町154-2 電話番号 0137-64-2610

八雲町保健福祉課	・住所 二海郡八雲町栄町13番地1 ・電話番号 0137-64-2111 ・FAX 0137-63-4411
----------	--

16 協力医療機関

医療機関の名称	八雲総合病院
所在地	二海郡八雲町東雲町50番地
電話番号	0137-63-2185

医療機関の名称	茂木歯科医院
所在地	二海郡八雲町末広町39-3
電話番号	0137-64-3520

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	・別途定める消防計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・火災警報機 ・消火器 ・ハンドマイク

18 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	指定場所での喫煙をお願いします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

19 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

指定就労継続支援B型の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：就労継続支援B型 かつら共同作業所

説明者職名： 氏名：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、就労継続支援B型の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所：

氏 名： 印

身元引受人

住 所：

氏 名： 印

事業者

住 所：二海郡八雲町栄町20番地5

氏 名：NPO法人エンジョイライフ

理事長 千葉 真知子 印